

◎新潟県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 中ノ沢内川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町中ノ沢字清水小屋136番1から同郡同町上島字茗ケ沢3926番4まで
- 3 供用開始の期日 令和7年7月18日